

令和6年度 就学援助の申請を受け付けます

… 入学準備金を3月に支給します …

就学援助って何？



経済的理由により支援を必要とするご家庭に対して、学校給食費や学用品費の一部を援助するものです。



令和6年度に粕屋町立の小中学校に入学予定のお子様がいる世帯については、援助項目の一つである入学準備金を入学前(3月)に支給します。なお、就学援助の認定を受けるには**申請が必要です**。

1. 援助する費用 (入学準備金以外は、4月以降の支給となります)



給食費



学用品費の一部
(入学準備金含む)



医療費



修学旅行費



オンライン
学習通信費



PTA会費



生徒会費
(中学生のみ)



クラブ活動費
(中学生のみ)

2. 対象者 (下記①～③のすべてに該当する世帯)

- ① 令和6年1月に粕屋町に住んでいる
- ② 令和6年4月に粕屋町立の小中学校に入学予定のお子様がいる
- ③ 次のいずれかに該当する

【表】	
(1)	生活保護法に基づく保護の停止、または廃止を受けたが、なお経済的に困っている。
(2)	市町村民税が非課税である。
(3)	市町村民税の減免を受けている。
(4)	国民保険税の減免を受けている。
(5)	児童扶養手当法による児童扶養手当を受けている。
(6)	生活福祉資金による貸付を受けている。
(7)	前年度の所得が少なく、経済的に支援が必要である。
(8)	その他(学校教育課にご相談ください。)

3. 申請期間

入学準備金の前倒し支給のため、新1年生の世帯のみ申請時期を早めております (今回のご案内)。なお、きょうだい児も同時申請できます。

① 令和6年2月1日(木)～令和6年2月9日(金)

② 令和6年2月10日(土)～令和6年2月20日(火)

①、②どちらかの期間で申請してください。

※申請された期間によって、支給時期が変わります。
支給時期について…裏面「6.支給予定日」をチェック！

※土日祝日の申請については、電子申請をご利用の方のみ申請可能です。
役場窓口は開いておりませんのでご注意ください。
電子申請について…裏面「5.申請方法」をチェック！



4. 必要書類

表面【表】の(1)、(4)、(5)、(6)に該当する方

- (1)の方 … 保護停止決定通知書 または 保護廃止決定通知書
- (4)の方 … 国民健康保険税減免決定通知書 または 国民健康保険税徴収猶予決定通知書
- (5)の方 … 児童扶養手当証書
- (6)の方 … 生活福祉貸付決定通知書

表面【表】の(2)、(3)、(7)に該当する方

令和5年1月1日に
粕屋町に住民票が
あった

はい

※1
世帯全員の
マイナンバーがわかる書類^{※2}
または
粕屋町の令和5年度所得課税証明書(どちらも原本)

いいえ

※1
世帯全員の
令和5年1月1日時点で住民票があった自治体の
令和5年度所得課税証明書(原本)

- ※1 専業主婦などで収入がない方も必要です。未就学児、学生は不要です。
- ※2 マイナンバー通知カード(緑色)で申請される場合は、通知カードに記載されている住所、氏名などの記載事項がすべて住民票と一致している場合のみ有効です。

5. 申請方法

【提出書類・持参物】

- ① 就学援助受給申請書・誓約書 ★
- ② 必要書類(上記4.必要書類参照)
- ③ 保護者名義の振込口座がわかるもの(通帳など)

★は粕屋町役場学校教育課(2階)及びホームページで取得できます。

【提出先】

粕屋町役場 学校教育課(2階)
※郵送では受付できません。

児童扶養手当証書をお持ちの方は電子申請を利用できます！

下記二次元コードを読み込み、必要事項を入力、児童扶養手当証書の写真データを添付すれば、窓口に行かずに就学援助の申請ができます。



就学援助
申請フォーム
はこちらから



6. 支給予定日

申請された時期により異なります。

	結果通知	支給予定日
表面①の期間に申請された方	2月下旬	3月上旬
表面②の期間に申請された方	3月中旬	3月下旬

【支給予定額】

小学校：54,060円

中学校：63,000円

※支給額は変更になる場合があります

！ 注意事項

※入学準備金の事前支給を受けて粕屋町立の小中学校に入学しない場合は、返還していただきます。

※就学援助は毎年申請が必要です。(通常申請期間：4月1日～6月20日)

今回申請をされない場合でも、令和6年4月1日～6月20日までの申請で認定になった世帯に対しては、入学後に入学準備金を支給します。